

広野町除染等に関する検証委員会 —中間答申 概要リーフレット—

広野町では、福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染の取り組みについて「広野町除染等に関する検証委員会」を立ち上げ、6名の専門家により検証を行いました。

このリーフレットでは、平成27年1月に公表された、委員会による広野町の放射線状況の検証結果報告と提言である「中間答申」と、現在、広野町放射線対策課が行っている取り組みについてご説明いたします。

平成27年9月

広野町

広野町除染等に関する検証委員会

(平成27年度から広野町放射線健康対策委員会に名称変更)

広野町放射線対策課

広野町放射線相談室

広野町除染実施計画と 除染検証委員会について

広野町は、「汚染状況重点調査地域」として指定を受け、町が中心となって除染計画を策定し、実行することになっています。

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に放出された放射性物質は、住民の生活圏にある道路の側溝から排出する土砂、汚泥等や日常の清掃で集められた枝葉、落ち葉等からも検出されています。
- 放射性物質汚染対処特措法では、その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域を汚染状況重点調査地域として指定するものとしており、指定地域は町が中心となって除染計画を実施することになっています。
- 広野町でも「汚染状況重点調査地域」の指定を受け、「広野町除染実施計画」を策定し、実行しております。

除染結果を検証するため「広野町除染等に関する検証委員会」(以下、「除染検証委員会」)を立ち上げ、評価しました。

- 検証にあたっては、町民の方々の立場に立って、放射線にまつわる広野町の現状を総合的に検討し、健康の観点から評価することといたしました。また、町民の方々が自ら現状を把握したうえで、自らの方針を判断しやすくするために、今後どのような取り組みが求められるのかという点についても検討いたしました。



広野町放射性物質除染実施計画

目的

広野町民の放射性物質からの影響に対する不安を解消し、福島第一原子力発電所事故発生前の生活環境を取り戻すため、地域ぐるみで放射性物質を低減させていく活動(除染)を着実に実行します。

目標

国は長期的に年間追加被ばく線量 1 mSv 以下になることを目指すという目標のもと、子供の生活環境を優先に、財政的な措置も含め、責任を持って除染を推進します。このことから、まずは福島第一原子力発電所事故後に広野町民が受けた追加被ばく線量を当面、半減させる努力をし、最終的には放射性物質の物理的減衰等を含めて追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下までに減少させることを目指します。

特に、子どもが多く利用する施設(幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校)においては、早期に追加被ばく線量を年間 1 mSv 以下まで減少させることを目指します。

※計画期間は平成23年12月～平成28年3月末

実施計画

平成24年8月まで	平成24年12月まで	平成25年度
子どもが利用する文教厚生施設、通学路、多くの町民が利用する公共施設の除染	左以外の住宅、宅地、賃貸住宅、民間所有地、店舗、事業所、病院、工場の除染	生活圏道路から20m程度の範囲、生活圏内にある空き地、原野、雑種地、墓地、鉄道ほかの除染

※農地・森林(生活圏)は、関係者との調整を踏まえて行います。森林(その他)・河川は、今後、国から示される方針に基づき対応します。除染実施済み箇所でも空間線量率の低減が図れなかった所は、環境省と協議の上必要に応じて除染を行います。

検 証 結 果

検証1

除染の 進捗状況

平成26年12月現在、除染はほぼ完了

平成26年12月現在の除染作業の進捗状況は右のとおりです。教育施設を含む公共施設については全て完了しています。住宅・農地・森林（生活圏）については、地権者の同意を得られた部分についての除染は既に実施されています。

除染作業の進捗状況（平成26年12月現在）

住 宅	97.2%
公 共 施 設	100.0%
道 路	100.0%
農 地	96.3%
森林（生活圏）	92.3%

検証2

生活環境の 放射線量率

主な生活空間においては除染実施計画の目標を達成

家屋の5点モニタリングでは、各測定箇所において「追加被ばく線量の半減」「年間1 mSv以下までの減少」（空間放射線量率0.23 μ Sv/時）の目標は、少なくともいずれかを達成しています。

これに加えて主な生活空間である家屋内データと農地など仕事の場所のデータを考慮することによって、生活されている方の被ばくの状況をより正確に評価することができます。

教育施設の空間線量率は、十分に低いことが確認されました。ただし、限られた箇所において若干高い線量（0.40～0.45 μ Sv/時）がみられたため、利用状況を確認し追加の防護措置の必要性を検討することが求められます。

5点モニタリング



門口・玄関・
庭・屋敷裏・
雨樋(1cm)の
線量率を確認

検証3

個人線量 の評価

小中学生は追加被ばく線量目標をほぼ達成／大人では生活パターンによるばらつき

小中学生については、ガラスバッチによる測定が行われ、線量目標をほぼ達成しています。しかし、成人を対象とした測定では、高い数値を示す方がいらっしゃいました。

個人がどれくらい被ばくするかは、家だけでなく職場や生活パターンにより変化します。例えば家の空間線量率が0.23 μ Sv/時を下回っているかという基準だけでなく、個別のアプローチが重要です。

内部被ばく評価では、受診者の約1割に放射性セシウムが検出されましたが、預託実効線量で1 mSvを超える方はいませんでした。また、セシウム137より半減期が短いセシウム134のみが検出される等、通常ではありえない検査例もあり、精度管理の徹底が求められます。

ガラスバッチ

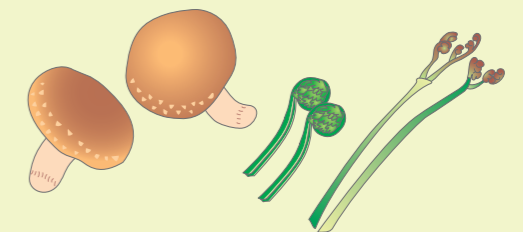


検証4

自家消費用 食品の評価

野生のキノコ・山菜類で、基準値を超える例が散見

自家消費用食品で基準値を超えるものがみられたのは、キノコ・山菜類でした。これらは消費する前の測定が望ましいといえます。なお、セシウム134のみの検出例が散見されましたが、セシウム137より半減期が短いセシウム134のみが検出されることは通常考えられません。そのような際の再測定や、測定対象物の状況評価（土の付着等）等の精度管理を徹底することが求められます。



以上の検証から、広野町での生活における放射線被ばくは、健康影響を心配するレベルにはないが、心から安心できる生活のためには課題も残っていると考えられます

提言と町の取組み

除染検証委員会からの4つの提言

1 空間放射線量について

すべての家屋に対し、5点モニタリングを除染前後にこれまで5回実施（平成23年10月～平成26年8月）し、更に26年度からより詳細な面としてのモニタリング（メッシュモニタリング）を行っているのは評価できませんが、生活圏以外の森林や農地等も測定・評価する必要があります。

2 個人被ばく線量について

個々人の外部被ばく線量は職業や生活パターンにより変化するため、効率的かつ効果的な、時間単位での評価に基づき、個別に取り組む必要があります。また、統一された方法で計画的に測定を行い、得られたデータを統計的に解析する必要があります。

3 住民参加型の取組みについて

「除染のあり方」等について、住民参加型の取組みをしていくために、今後どうあるべきかを住民とともに考えていく必要があります。特に、町民の方々の様々な疑問・不安・悩みを同じ広野町民として受け止めながら、リスクコミュニケーション活動を通じてともに考えていく必要があります。

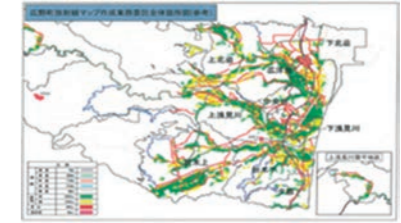
4 住民への情報提供のあり方について

様々な取組みがなされていますが、結果について住民の方々は個別説明を受ける機会がありませんでした。また、複数の部署が個別に対応しているため情報発信源がバラバラで、有機的・効果的な対応とはいえません。住民個人の立場から、生活における放射線リスクは結局どれくらいなのかがわかりにくい状況です。

広野町の具体的取組

各種モニタリング調査を引き続き継続するほか、平成27年度は、町内の広い範囲の放射線量率を色分けした「放射線マップ」を作成しています。

放射線マップイメージ



地域毎・職業毎・時間毎の線量を把握するため、時間単位で評価できるDシャトルを用いた、効率的かつ効果的な個別評価を行っています。

Dシャトル（個人線量計）



町民が安全安心の確信のもと広野町へ帰還し生活を実現していくために、放射線による健康への影響や生活環境上の不安等に関する相談やケア、更には放射線に対する正確な情報提供を「住民の立場から行う」ため、平成26年11月に「広野町放射線相談室」を設置しました。放射線に関する相談会を定期的を開催するほか、町の放射線情報を発信する「放射線相談室だより」の発行など、身近でわかりやすい相談室を目指して活動しています。

さまざまな測定結果をいかに町民に分かりやすく伝えるか、その具体的な取組みが求められています。住民の生活全般における線量評価や対策に活かしていけるよう、役場内の個人線量評価（外部被ばく、内部被ばく）や食品測定、環境の測定結果などの情報発信源や相談窓口を放射線相談室へ一元化するなど、柔軟に対応できる体制構築に努めています。また、県内外の教育研究機関と連携しながら情報発信をしています。

再除染や除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬出等、今後予想される放射性物質に関する安全対策についても、関係機関との調整に努めています



広野町除染等に関する検証委員会

(平成27年度から広野町放射線健康対策委員会に名称変更)

委員長

熊谷 敦史 福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長

副委員長

小林 達明 千葉大学大学院園芸学研究科教授

委員

石川 徹夫 福島県立医科大学放射線物理化学講座教授

北見 正伸 東日本国際大学経済情報学部教授

佐藤 健二 いわき明星大学科学技術学部教授

和田洋一郎 東京大学アイソトープ総合センター教授

(お問い合わせ) 広野町 放射線対策課

〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地

電話：0240-27-4162 FAX：0240-27-2212